

別添

栃木県警察本部訓令乙第十七号

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十一月二十六日

栃木県警察本部長 野井 祐一

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する訓令

警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費に関する訓令（昭和三十八年栃木県警察本部訓令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、<u>日額千二百十六円</u>（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）にいう消費税を含む。）とし、一食当たりの額は<u>四百五円</u>を基準とする。ただし、特別の理由のあるときは、これらの額をこえることができる。</p>	<p>警察において身体を拘束されている者の食料に要する経費は、<u>日額千二百一円</u>（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）にいう消費税を含む。）とし、一食当たりの額は<u>四百円</u>を基準とする。ただし、特別の理由のあるときは、これらの額をこえることができる。</p>

附則

この訓令は、公布の日から施行する。